

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書

平成29年6月、民間有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」は、平成28年時点で所有者を特定できない土地が全国で九州本島並みの約410万ヘクタールに及び、このまま推移すると2040年には北海道本島並みの約720万ヘクタールに達するとの試算が公表されました。

今後、相続登記がなされずに実際の所有者が把握できない土地はさらに増えるの見込まれており、このような所有者不明土地による経済損失額は2040年までに約6兆円規模に上ると試算されています。

不動産登記簿では所有者の特定は住所と氏名のみでなされるため、住民票の情報が最も重要であります。しかしながら、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、5年を超えた保存は法的に義務付けられておらず、核家族化や単身独居化が進んでいる現在、5年の保存では転居履歴を十分に追えず、土地等の所有者が不明になってしまいます。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、住民票の除票等の保存期間を延長することで、所有者不明土地だけではなく、空き家問題における所有者の特定が一層容易となるよう、下記事項の実現を強く求めるものです。

記

- 1 住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を、現行の5年から150年程度に延長すること。
- 2 住民基本台帳法施行令改正までの期間、各自治体において除票等の廃棄が進行しないよう、廃棄作業を当面凍結するよう各自治体に通達すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月16日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

あて